

NDIS 0602 非破壊検査総合管理技術者 資格認証登録実施案内

* 実施案内は最後までよく読んで、認証審査結果が出るまで大切に保管してください*

1. 認証登録

認証登録には、新規に行うもの（新規認証登録）と5年目の有効期限前に行うもの（再認証登録）の2つがあります。

1.1 新規認証登録の申請要件（初めて登録される方）《2頁参照⇒》

申請にあたっては(1)～(4)の全ての要件を満足すること。

- (1) RT, UT, MT, PT, ET 及び ST(SM) の6 NDT 方法でレベル2以上の資格を保持していること。ただし、PD, MY のレベル2は限定資格のため適用できない。
- (2) 上記6 NDT 方法中、4 NDT 方法以上でレベル3を保持していること。ただし、保持するレベル3の資格には、RT 又は UT を含むこと。
- (3) 上記(1)、(2)の各号を満たした後、2年以上の実務経験があること。（申請時並びに過去2年以上に渡って(1)、(2)の各号を満たしていること）
- (4) JSNDIが開催する「非破壊検査による品質管理等に関する講習会」を受講し、修了試験に合格していること。

講習会に関する問合せ先： TEL 03-5609-4012

1.2 再認証登録の申請要件（認証登録を行って5年目の方）《3頁参照⇒》

登録してから5年が経過する前の非破壊検査総合管理技術者で、RT, UT, MT, PT, ET 及び ST(SM) の6 NDT 方法中、4 NDT 方法以上でレベル3の資格を保持していること。ただし、保持するレベル3の資格には、RT 又は UT を含むこと。

2. 受付期間及び資格証明書発効日

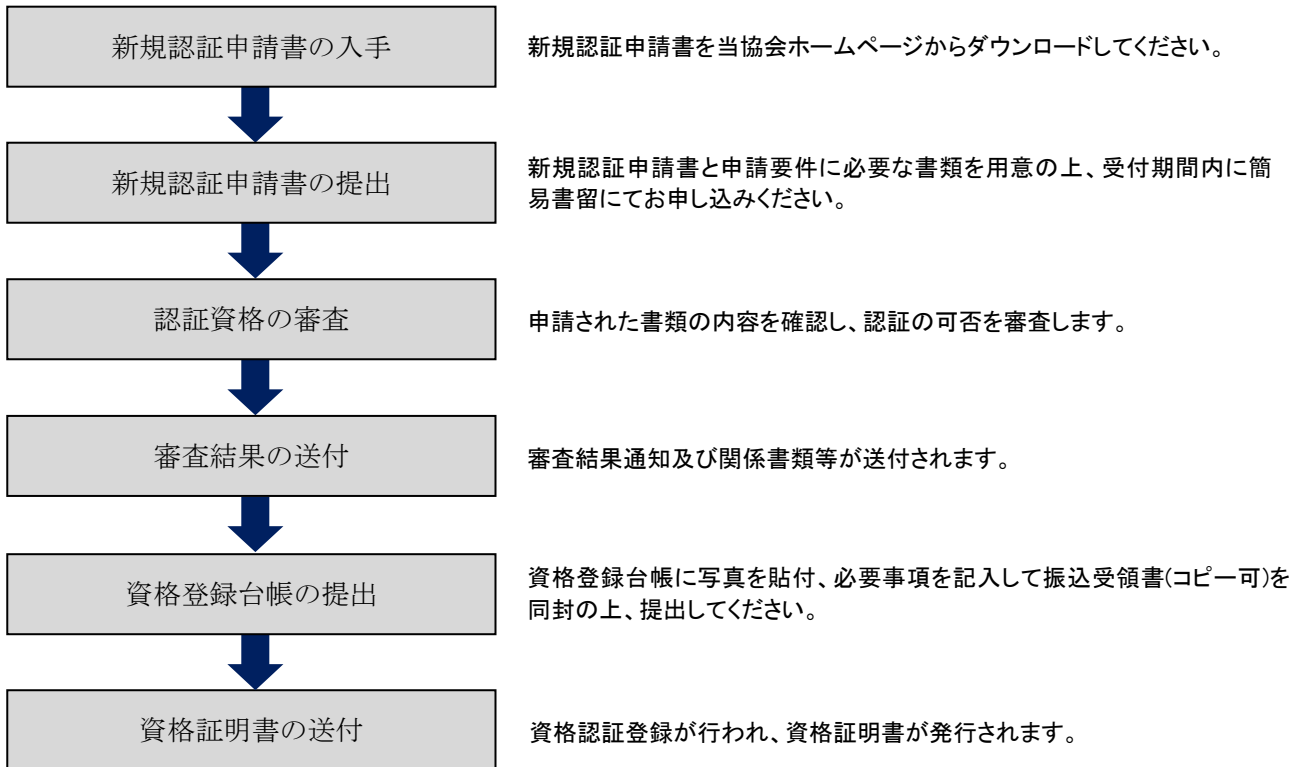
- ・ 受付期間は、新規・再認証共通で1月中旬から2月中旬です。「非破壊検査総合管理技術者の認証審査実施要領」で詳細の日程を公示します。
- ・ 資格証明書の発効日は「4月1日」で、有効期間は5年間です。

3. 送付先及び問い合わせ先

一般社団法人 日本非破壊検査協会 認証事業本部
〒136-0071 東京都江東区亀戸 2-25-14 立花アネックスビル 10 階
TEL 03-5609-4014 / FAX 03-5609-4062
受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 9：30～12：00 / 13：00～17：30

4. 新規認証登録申請

4.1 新規認証登録申請の手続きの流れ



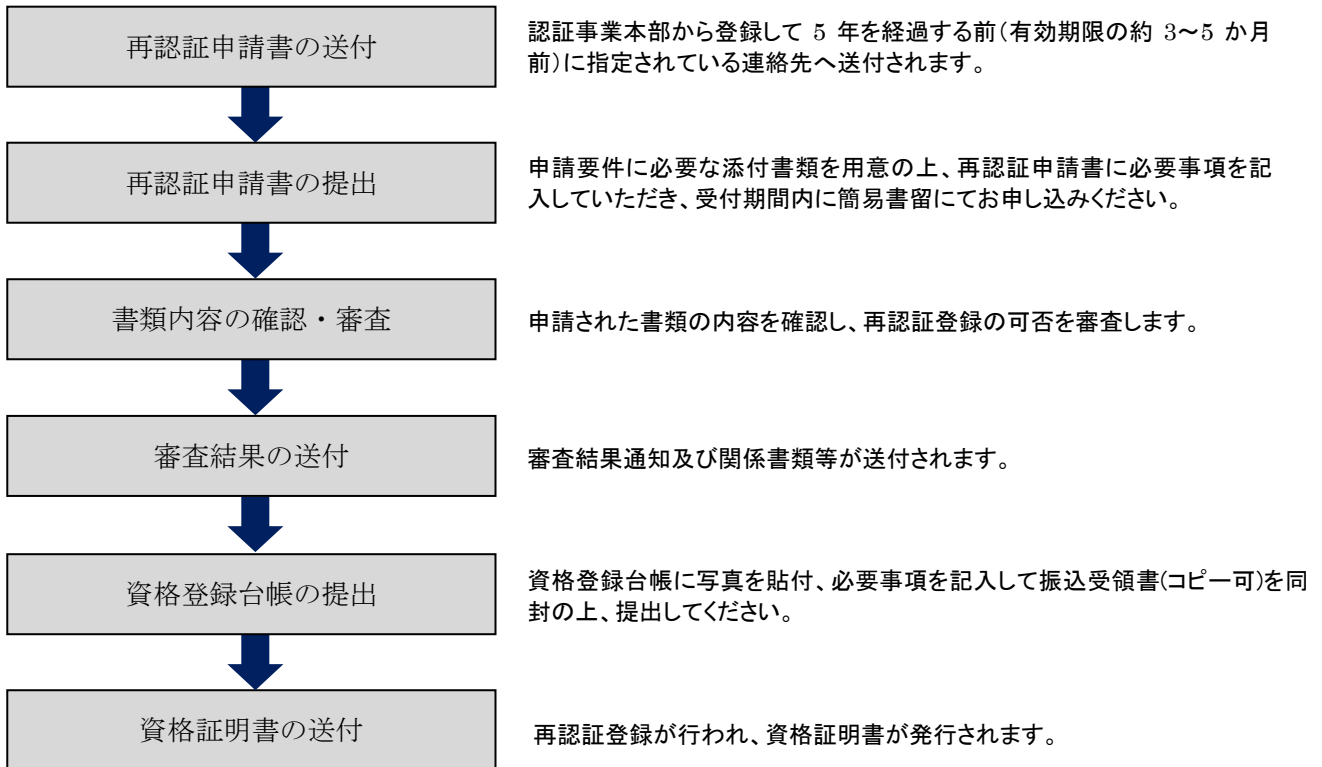
4.2 新規認証登録

- (1) 申請要件を満足することを証明する資料①～④を準備し、簡易書留にて申請してください。
 - ①新規認証申請書
協会ホームページから指定の用紙をダウンロードしてください。申請者が非破壊検査総合管理技術者に相応しい旨の雇用主による推薦文を記入のこと。
 - ②受講修了証のコピー（5年以内のもの）
 - ③修了試験合格通知書のコピー（5年以内のもの）
 - ④資格証明書のコピー
新規認証申請書に記載した全ての資格証明書のコピーを提出してください。
- (2) 申請された内容を確認し、「適格」（申請条件を満足している）と判定されると、資格登録台帳と認証申請料11,000円（税込み）の振込のご案内が送付されます。
- (3) 認証申請料を振込後、次の3点を協会へ送付してください。
 - ①資格登録台帳（必要事項を記入、写真2枚を貼付のこと）
 - ②振込受領書（コピー可）
 - ③返信用封筒（返信先住所を記入し、84円切手を貼付のこと）

《4頁「6. 注意事項」へ》

5. 再認証登録申請

5.1 再認証登録申請の手続きの流れ



5.2 再認証登録

- (1) 新規認証登録から5年目の有効期限前に、協会から指定されている連絡先へ「再認証申請書」が送付されます。再認証の要件を満足している資料①~②を準備し、簡易書留にて申請してください。再認証の有効期間は5年間とし、以後同様の再認証を行います。
 - ①再認証申請書
 - ②資格証明書のコピー
再認証申請書に記載した全ての資格証明書のコピーを提出してください。
- (2) 申請された内容を確認し、「適格」(再認証条件を満足している)と判定されると、資格登録台帳と認証申請料11,000円(税込み)の振込のご案内が送付されます。
- (3) 認証申請料を振込後、次の3点を協会へ送付してください。
 - ①資格登録台帳(必要事項を記入、写真2枚を貼付のこと)
 - ②振込受領書(コピー可)
 - ③返信用封筒(返信先住所を記入し、84円切手を貼付のこと)

《4頁「6. 注意事項」へ》

6. 注意事項

<写真について>

資格登録台帳に貼付する写真は次のものを用意してください。

- ・脱帽・正面・上半身（バックは無背景）を**6か月以内に撮影したもの**で、サイズは（縦）30mm×（横）24mmとしてください。
- ・画像の著しく悪いものは認められない場合がありますのでご注意ください。（写真用紙にプリントしたものとはします）

<住所等の変更届けについて>

- ・非破壊検査総合管理技術者のデータは単一管理となっています。住所等の変更届けを提出する際には、JIS Z 2305の資格証明書のコピーの他に必ず非破壊検査総合管理技術者の資格証明書のコピーを添付するか、非破壊検査総合管理技術者であることを明記してください。
- ・資格有効期限日の1か月前になっても再認証申請書が届かない場合は、必ず認証事業本部まで申し出てください。資格証明書は自己管理をして頂くとともに、連絡先などに変更が生じた場合は速やかに変更届けを提出してください。

<非破壊検査総合管理技術者資格登録者リスト掲載事項>

資格登録された者（資格証明書に記載された者、以下「資格登録者」という）に関する情報を「資格登録者リスト」として保管し、必要に応じリストを公開することがあります。「資格登録者リスト」に掲載される事項は次のとおりです。

ただし、下記の「(5) 資格登録者への連絡先」についてのみ、「自宅」・「勤務先」・「非公開」のいずれかを指定することができます。

資格登録者リスト掲載事項（順不同）

- (1) 資格登録者の氏名
- (2) 認証した日
- (3) 認証期限が切れる日
- (4) 認証番号
- (5) 資格登録者への連絡先（連絡先指定、連絡先住所、連絡先名称、電話番号、FAX 番号）
- (6) その他、協会が掲載することを決定した事項

＜非破壊試験に関わる者の倫理規程＞

日本非破壊検査協会認証事業本部が実施する認証制度における非破壊試験に関わる者は、「非破壊試験に関わる者の倫理規程（下記参照）」を遵守しなければなりません。

日本非破壊検査協会認証事業本部に提出される書類等に氏名を記入する（又は、記載を許可する）場合、「非破壊試験に関わる者の倫理規程」を了解のうえ、記入（又は、記載）したものとし、倫理規程を遵守する責任があります。

非破壊試験に関わる者の倫理規程

一般社団法人 日本非破壊検査協会 認証事業本部（以下、JSNDI 認証事業本部）が実施する認証制度（JIS Z 2305「非破壊試験技術者の資格及び認証」）における非破壊試験に関わる者が遵守すべき倫理規範を以下のとおりに定める。

また、「非破壊試験に関わる者」とは、JSNDI 認証事業本部が実施する認証制度に関わる雇用主、訓練に関わる者、申請者、資格証明書保持者及びそれ以外の立場で認証制度に関与する者とする。

1. 使命

非破壊試験に関わる者は、その専門的知識と経験に基づき、非破壊試験技術の健全な普及と強化に努め、社会に信頼される非破壊試験技術を供給することに努めなければならない。

2. 法の遵守

非破壊試験に関わる者は、法令を遵守するとともに、本倫理規程及び遵守事項に従わなければならない。

3. 品位の保持

非破壊試験に関わる者は、自らの使命の重要性に鑑み、品位の保持に努め、高い社会的信頼を保持するように努めなければならない。

4. 社会への貢献

非破壊試験に関わる者は、非破壊試験技術の健全な普及と強化のために、自身の業務成果について積極的に社会に対して情報を発信し、後進の育成に協力しなければならない。ただし、自身が遵守すべきあらゆる組織や団体の守秘義務に違反することがあってはならない。

5. 不正行為の禁止

非破壊試験に関わる者は、当協会の資格試験、資格の認証行為及び認証資格について、以下の行為を代表する一切の不正行為をせず、自らの行動を規律するよう努め、正々堂々と非破壊試験に関わる者として社会に対し価値を提供しなければならない。

- (1) 虚偽の情報登録及び申請。
- (2) 情報の捏造。
- (3) 受験申請者以外の第三者による資格試験の受験。
- (4) 認証資格の不正利用。
- (5) その他、社会的モラルを逸脱した行為。

6. 自己研鑽

非破壊試験に関わる者は、常に自己研鑽に励み、非破壊試験技術の健全な普及と強化のために最新の知識と技術の獲得に継続的に努めなければならない。

7. 倫理規程違反に対する処置

非破壊試験に関わる者が本規程に抵触すると考えられる場合、又は、非破壊試験に関わる者として著しく体面を汚したと考えられる場合、JSNDI 認証事業本部は適切な処置を行う。

8. 規程の変更

この規程は、JSNDI 認証事業本部の決議により変更することができる。

以上